

平成26年 第2回定例会

議案審査特別委員会における主な議案質疑

(6月3日開催)

議案第38号

かすみがうら市印鑑条例及びかすみがうら市手数料条例の一部を改正する等の条例の制定について

Q 自動交付機が9月28日をもって廃止となるが、メリットとデメリットは。

A メリットは、自動交付機では住民票と印鑑証明の2種類しか発行できませんでしたが、廃止に伴う日曜開庁により、戸籍謄抄本、軽自動車住所証明、身分証明書、印鑑登録・廃止の手続きも行えるようになることです。デメリットは、自動交付機では土曜日と日曜日に住民票等を発行しておりますが、廃止後は日曜日だけしか交付できなくなることです。

Q 職員が土曜日と日曜日は日直勤務をしているが、それとは別に日曜開庁を行うのか。

A 霞ヶ浦庁舎と千代田庁舎で実施している日直勤務については、自動交付機廃止後も継続して行います。日曜開庁については、それとは別に中央出張所で実施いたします。

Q 自動交付機は、霞ヶ浦庁舎と中央出張所で土日祝日にも利用ができる。廃止することについては、市民に対して丁寧な説明を行っていただきたい。

A 市民に対する周知は当然大事なことです。6月から行います。なお、これまでお使いいただいている「市民カード」は印鑑登録証と兼ねていることから、交付機廃止後も継続使用となります。このようなことも含め周知徹底してまいります。



▲廃止予定の自動交付機

Q 平日に自動交付機を利用されていた方もいると思うが、廃止後の対応はどのようにするのか。

A 廃止後は窓口対応となるため、待ち時間が増えることを懸念されての質問かと思えます。廃止後の体制については今後しっかりと検討いたしますので、よろしくお願いします。



▲中央出張所(働く女性の家)

議案第40号

かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

Q 本市では、「かすみがうら祭」や「あゆみ祭り」を開催している。これまで防火に関しては、どのように指導してきたのか。

A 特に防火に関する指導はしていませんでしたが、今回の改正によって防火指導を徹底していくこととなります。

Q 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する催しに際して露店等を開設する場合とあるが、友人同士でバーベキュー大会を行うといった場合も規定の対象となるのか。

A 相互に面識がある者が参加する催しなどについては、規定対象外となります。

Q 罰則はどのようなになっているのか。

A 消防長が指定した「指定催し」の主催者が、火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった場合、30万円以下の罰金と規定しております。

議案第43号

平成26年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）

Q 本市の人口は減少傾向にあり水道使用件数も伸びないと思っていたが、検針件数については増えている。何か理由があるのか。

A 水道メーター検針については、空き家や居住者のいないアパート等、水道休止中の箇所についても漏水等があることから実施しております。新規加入に加えて休止箇所も行っていることから、増えているとの認識です。

Q 水道料金等徴収業務委託については、一般公募型プロポーザル方式により業者選定を行うとのことだが、今後のスケジュールはどのようなになっているのか。

A 8月にホームページで参加業者を募集し、応募してきた者の資格審査を行います。その後、審査を通過した者に参加要請をし、10月中に公募要件を満たした業者によるプレゼンテーションを実施し、委託先を決定する予定です。

Q 委託業者の選定は、どのように行うのか。

A 広域的に業務委託をすることが費用削減につながるのとことから、阿見町と共同で行うこととなりました。なお、業者選定については阿見町と本市で行いますが、委託内容に違いがあるため契約は各々で締結となります。



▲水道メーター